B型・C型肝炎ウイルスが原因の

「肝がん」・「重度肝硬変」で入院した場合には、 医療費の助成が受けられます

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院された場合には、医療費の助成が受けられます。助成には下記の条件がありますので、該当する場合には、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

□ 条件1 「肝がん・重度肝硬変で入院」

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療を受けることが条件となります。入院をされたら、まずお住まいの都道府県または医療機関の窓口などにお問い合わせください。

また、医療費の助成を受ける際に必要となる「入院記録票」を医療機関 に記載してもらってください。

□ 条件2 「一定額以上を窓口で負担」

入院による医療費の自己負担額が<u>高額療養費の基準額を超える必要が</u>あります。

口 条件3 「参加者証の取得」

条件1、2を<u>過去12月のうち3月で満たした場合</u>、指定医療機関に「臨床調査個人票」を記載してもらってください。入院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、指定医療機関を紹介してもらうなどしてください。「入院記録票」、「臨床調査個人票」などを用意し、都道府県に<u>参加者証の交付を申請</u>してください。なお、参加証の交付を受けるには、このほかに収入に関する条件があります。

□ 条件4 「医療費の助成」

条件1~3を満たした上で、過去12月で4月目以降となる入院医療を 指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

裏面に「参加者証」の申請に必要な書類の一覧を記載しています。

「参加者証」の申請に必要な書類

● 申請される方が70歳未満の場合 臨床調査個人票と同意書 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し П 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し П ロ 申請される方の住民票の写し ロ 入院記録票の写し 申請される方が70歳以上75歳未満の場合 臨床調査個人票と同意書 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と 高齢受給者証の写し 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し 所得区分が「一般」にあたる場合は、申請される方と世帯全員の住民税課 税•非課税証明書類 □ 申請される方の住民票の写し ただし、所得区分が「一般」にあたる者は、申請者および申請者と同一の 世帯に属するすべての方についての記載のある住民票の写し П 入院記録票の写し 申請される方が75歳以上の場合 臨床調査個人票および同意書 □ 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険証の写し 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し П ただし、所得区分が「一般」にあたるものを除く 所得区分が「一般」にあたる場合は、申請される方と世帯全員の住民税課 税•非課税証明書類 申請される方の住民票の写し ただし、所得区分が「一般」にあたる方は、申請者および申請者と同一の 世帯に属するすべての方についての記載のある住民票の写し

※記載している書類は一般的なものとなりますので、あらかじめ都道府県にご確認ください。

入院記録票の写し